

大井町空き店舗対策補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちの賑わいを創出し地域経済の発展に資するため、大井町に所在する空き店舗を活用して事業を行う者に対し、大井町空き店舗対策補助金を予算の範囲内において交付することについて、大井町補助金等交付規則（平成15年大井町規則第5号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 空き店舗

前の入居者が退去した後または物件が完成した後3か月を経過しても入居者が決まらない店舗

(2) 賃借料月額

空き店舗の借用に係る賃貸借契約において契約書に記載された家賃（共益費を含む）の1か月あたりの金額

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、町内の空き店舗で行う新たな事業で、次に掲げる条件をいずれも満たすものとする。

(1) 1か月あたりの営業日数が原則15日以上あり、営業時間においては午前10時から午後5時までの間の2時間以上を含んでいること。

(2) 事業を行うために許認可等が必要な場合は、その許認可等を受けていることまたは受けることが確実であること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるいずれかに該当する事業は補助の対象としない。

(1) 法令に違反するもの

(2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治的活動または宗教的活動に関するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する風俗営業に係るものまたはこれに類するもの

(5) その他町長が不適切と認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助の対象となる者は、前条の事業を行う個人または法人その他の団体とし、町税等の滞納がない者とする。

(補助額及び補助対象期間)

第5条 補助額は、賃借料月額 $\frac{2}{3}$ 以内の額とし、5万円を上限とする。

ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた後の額とする。

2 補助金の交付対象となる期間は、当該事業に係る店舗の開店日の属する月から起算して6か月を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き店舗対策補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、店舗開店日の前日までに町長に提出するものとする。

(1) 空き店舗対策事業計画書（第2号様式）

(2) 空き店舗の建物平面図

(3) 事業に必要な許可等の写し（許認可を必要とする業種の場合）

(4) 町税に係る納税証明書

(5) 町税の納付状況の確認に係る同意書（第3号様式）

(6) その他町長が必要と認める書類

(審査)

第7条 町長は、前条に定める申請があったときは速やかに書類等の審査を行うものとし、前条第1号から第3号までの書類については、専門家等による助言を受けることとする。なお、専門家等がこの審査により知り得た個人情報は、大井町個人情報保護条例（平成14年大井町条例第23号）に基づき処理するものとする。

(交付の決定)

第8条 町長は、前条に定める審査を経て交付の決定をしたときは、空き店舗対策補助金交付決定通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(実績等の報告)

第9条 前条の規定により交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起

算して30日を経過した日または補助金の交付の決定があった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、空き店舗対策事業実績報告書（第5号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- （1）空き店舗の賃貸借契約書の写し
- （2）空き店舗の賃借料に係る支払証拠書類の写し
- （3）その他町長が必要と認める書類

（交付の確定）

第10条 町長は、前条の規定による実績報告書等が提出されたときは、書類を審査の上交付を確定し、空き店舗対策補助金交付確定通知書（第6号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定により交付の確定を受けた者は、空き店舗対策補助金請求書（第7号様式）を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項について適正と認めた場合は速やかに申請者へ補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第12条 町長は、虚偽の申請その他不正な手段により補助金を受けた者があると認めるときは、該当補助金の返還を命ずるものとする。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要と認める事項は町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。